

学校法人関西文理総合学園評議員会の会議日当に関する規程

2003年1月28日
規程(法人)第23号

(目 的)

第1条 この規程は、評議員会の会議日当について必要な事項を定めるものとする。

(日 当)

第2条 非常勤の理事および監事、また非常勤の評議員の内、法人の職員でない者が評議員会に出席する場合、1回につき15,000円(税込)の日当を支給する。但し、非常勤の理事および監事が同日開催の理事会に出席した場合は支給しない。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 2 この規程は、2003年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、2005年11月18日に改正し、2005年12月19日より施行する。(第2条第1項・2項)

附 則

この規程は、2007年5月29日に改正し、即日施行する。(第2条第2項改正)

附 則

この規程は、2014年4月1日に改正し、即日施行する。

附 則

この規程は、2020年2月25日に改正し、即日施行する。(規程名称、第1条、第2条改正)